

令和4年6月

播磨町議会定例会議案



議案第 38 号

播磨町税条例等の一部を改正する条例制定の件

播磨町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月31日提出

播磨町長 清 水 ひ ろ 子

## 播磨町税条例等の一部を改正する条例

(播磨町税条例の一部改正)

第1条 播磨町税条例(昭和29年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第33条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有し

ない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第19条の4第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の5第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の5第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第22条中「附則第20条の5」を「附則第20条の4、第20条の5」に改める。

附則第40条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削り、「寄付金」を「寄附金」に改める。

附則第41条を削る。

（播磨町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 播磨町税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

播磨町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

(1) 第1条中播磨町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第40条の改正規定（「寄付金」を「寄附金」に改める部分を除く。）並びに同条例附則第41条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第2条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中播磨町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第19条の4第4項並びに第19条の5第4項及び第6項の改正規定並びに附則第2条第3項の規定 令和6年1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の播磨町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の播磨町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の播磨町税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

播磨町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月31日提出

播磨町長 清水ひろ子

## 播磨町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

播磨町固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項の表以外の部分中「2年」を「3年」に改め、同条第2項中「第10条第8項第5号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第5号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の播磨町固定資産税の不均一課税に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。



議案第 40 号

播磨町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月31日提出

播磨町長 清水ひろ子

## 播磨町介護保険条例の一部を改正する条例

播磨町介護保険条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「4月1日から同月30日まで」を「7月1日から同月31日まで」に、「6月1日から同月30日まで」を「8月1日から同月31日まで」に、「8月1日から同月31日まで」を「9月1日から同月30日まで」に、「12月1日から同月25日まで」を「11月1日から同月30日まで」に、「翌年2月1日から同月末日まで」を「12月1日から同月25日まで」に改め、同項の次に次のように加える。

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

第9期 翌年3月1日から同月31日まで

第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 41 号

播磨町学校給食費に関する条例制定の件

播磨町学校給食費に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月31日提出

播磨町長 清水ひろ子

## 播磨町学校給食費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、播磨町（以下「町」という。）が実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食及びこれに準じて提供される食事をいう。
- (2) 児童 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童をいう。
- (3) 生徒 学校教育法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- (4) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者又は当該保護者に代わって未成年者を現に監護する者をいう。
- (5) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者及びこれに準ずる者をいう。
- (6) 学校給食費 学校給食費負担者が負担すべき経費をいう。

(学校給食の実施)

第3条 町は、播磨町立小学校及び中学校に在籍する児童又は生徒を対象に学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 町長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、法第11条第2項に規定する学校給食費の範囲内で、規則で定める額とする。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、学校給食費を規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 町長は、学校給食費負担者が災害その他やむを得ない理由により学校給食費を納付することが困難であると認めるときは、当該学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 42 号

令和4年度播磨町一般会計補正予算（第3号）

令和4年度播磨町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億320万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億9,919万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月31日提出

播磨町長 清水ひろ子

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,524,604	4,725	1,529,329
	2 国庫補助金	109,014	4,725	113,739
18 寄附金		27	5,000	5,027
	1 寄附金	27	5,000	5,027
19 繰入金		1,269,558	192,883	1,462,441
	1 基金繰入金	1,269,557	192,883	1,462,440
21 諸収入		113,166	600	113,766
	5 雑入	81,595	600	82,195
歳入合計		12,095,982	203,208	12,299,190

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,412,345	770	1,413,115
	1 総務管理費	1,124,951	770	1,125,721
3 民生費		4,958,002	1,843	4,959,845
	1 社会福祉費	3,145,444	1,843	3,147,287
4 衛生費		998,092	178,214	1,176,306
	1 保健衛生費	451,170	178,214	629,384
6 農林水産業費		97,431	448	97,879
	1 農業費	48,842	448	49,290
8 土木費		945,796	10,620	956,416
	2 道路橋りょう費	157,924	4,620	162,544
	4 都市計画費	661,172	6,000	667,172
9 消防費		519,047	1,858	520,905
	1 消防費	519,047	1,858	520,905
10 教育費		1,869,001	9,455	1,878,456
	2 小学校費	684,593	6,303	690,896
	3 中学校費	159,783	3,152	162,935
歳出合計		12,095,982	203,208	12,299,190

議案第 43 号

令和4年度播磨町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,198万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月31日提出

播磨町長 清水ひろ子

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		371,058	391	371,449
	1 繰入金	371,058	391	371,449
歳入合計		3,491,592	391	3,491,983

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		33,033	391	33,424
	1 総務管理費	28,853	391	29,244
歳出合計		3,491,592	391	3,491,983

議案第 44 号

令和4年度播磨町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度播磨町の介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,561万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月31日提出

播磨町長 清水ひろ子

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		574,798	1,452	576,250
	1 一般会計繰入金	483,950	1,452	485,402
歳入合計		3,034,164	1,452	3,035,616

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		78,067	1,452	79,519
	1 総務管理費	61,814	1,452	63,266
歳出合計		3,034,164	1,452	3,035,616



